

自動車損害賠償保障法

本条「第 16 条の 3、4」は今度新設されたものです。

(支払基準)

第 16 条の 3 保険会社は、保険金等を支払うときは、死亡、後遺障害及び傷害の別に国土交通大臣及び内閣総理大臣が定める支払基準（以下「支払基準」という。）に従ってこれを支払わなければならない。

2 國土交通大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により支払基準を定める場合には、公平かつ迅速な支払の確保の必要性を勘案して、これを定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（平 13 法 839 追加）

(書面の交付)

第 16 条の 4 保険会社は、保険金等の請求があったときは、遅滞なく、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、支払基準の概要その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面を当該請求を行った被保険者又は被害者に交付しなければならない。

2 保険会社は、保険金等の支払を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、支払った保険金等の金額、後遺障害の該当する等級、当該等級に該当すると判断した理由その他の保険金等の支払に関する重要な事項であって国土交通省令・内閣府令で定めるものを記載した書面を前項に規定する請求を行った被保険者又は被害者に交付しなければならない。

3 保険会社は、第 3 条ただし書に規定する事項の証明があつたことその他の理由により保険金等を支払わないこととしたときは、遅滞なく、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、支払を行わないこととした理由を記載した書面を第 1 項に規定する請求を行った被保険者又は被害者に交付しなければならない。

4 保険会社は、前 3 項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、被保険者又は被害者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令・内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険会社は、当該書面を交付したものとみなす。

（平 13 法 83. 追加）

注 1 項の省令・府令＝自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令（以下、支払適正化省令）

2 条、2 項の省令・府令＝支払適正化省令 3 条、3 項の省令・府令＝支払適正化省令

4 条、4 項の政令＝本法施行令 4 条の 2、4 項の省令・府令＝支払適正化省令 5 条